

補助金制度について

1. 中間支援組織による補助金制度の必要性

(1) 第 7 期委員会答申「市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方について」

活動資金の確保は、市民活動団体の抱える大きな課題であり、市民活動が持続的に行われるためには、市民活動団体の財政基盤の安定や強化が必要となる。特に、団体の自主努力により、活動資金が確保されることが重要である。

そこで、企業の助成や融資など多岐に渡る資金調達方法の紹介や、その申請サポートによる資金獲得支援のほか、クラウドファンディングなどの新たな資金獲得策や中間支援組織による柔軟性のある補助金制度の創設などが求められる。しかし、団体ごとに資金に対する考え方や収支のあり方に大きな差があるため、それぞれに適した資金の確保策が必要である。

(2) UMECO で実施することによる効果

- ・ 専門性を持つ指定管理者が実施することで、効果的な補助制度を創設できるとともに、中間支援組織としての充実が図られる。
- ・ 市民や企業からの寄付を幅広く募ることで、市全体で市民活動を応援する意識の醸成が図られる。
- ・ 中間支援組織により、補助制度だけに止まらない、市民活動団体の特性に応じた、より効果的な支援策を柔軟に提案でき、他事業との相乗効果も期待できる。

2. 課題と対応



(1) 課題

- ① 補助金交付に係る審査の透明性、公平性の確保
- ② 市民活動応援補助金制度からのスムーズな移行

(2) 対策案

- ① 第三者の立場であり、様々な視点から事業を評価可能な小田原市市民活動推進委員会が審査に関わる。
- ② 次のとおり現行からの移行を実施するとともに、当面は市の負担を継続する。

【スケジュール】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
指定管理	 今期指定管理期間 (31 年 3 月末まで)		 次期指定管理期間 (31 年 4 月 1 日から)	
補助金(市) 市民活動応援	● 29 年度補助金交付 ○ 30 年度補助金審査	● 30 年度補助金交付 ○ 31 年度補助金審査	● 31 年度補助金交付	
補助制度 UMECO			○ 32 年度補助金審査	● 32 年度補助金交付 ○ 33 年度補助金審査

3. 県内自治体における事例（ホームページ等より）

(1) 川崎市

- ①名 称 かわさき市民公益活動助成金
- ②実施主体 中間支援組織（民設民営）
※中間支援組織：かわさき市民活動センター
運 営 者：公益財団法人かわさき市民活動センター
- ③審 査 助成金審査委員会（外部委員及び実施主体の職員で構成）
- ④財 源 川崎市の補助金及び公益財団法人河川財団の助成金を原資とする。

(2) 鎌倉市

- ①名 称 かまくらファンド
- ②実施主体 中間支援組織（公設民営・指定管理）
※中間支援組織：鎌倉市市民活動センター
運 営 者：特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議
- ③審 査 NPO支援かまくらファンド審査会（外部委員及び市職員により構成）
- ④財 源 市民や企業から広く寄付を募り、原資としている。

(3) 大和市

- ①名 称 大和市民活動推進補助金
- ②実施主体 市及び中間支援組織（公設民営・協働事業）
※中間支援組織運営の一環として、補助金に係る事務を両者で実施
※中間支援組織：大和市民活動センター
運 営 者：市及び拠点やまと
- ③審 査 大和市民活動推進補助金アドバイザー
（外部委員、実施主体の職員により構成）
- ④財 源 市民や企業から広く寄付を募るとともに同額を市が拠出し、原資としている。

(4) 相模原市

- ①名 称 市民ファンド「ゆめの芽」助成金
- ②実施主体 市及び基金運営者
※協働事業として、助成金に係る事務を両者で実施
※基金運営者：特定非営利活動法人市民ファンドゆめの芽
- ③審 査 助成金交付事業選考審査会（外部委員及び市職員により構成）
- ④財 源 市民や企業から広く寄付を募るとともに同額を市が拠出し、原資としている。

(5) 秦野市

- ①名 称 市民活動サポート事業支援金
- ②実施主体 基金運営者及び市
※市は基金運営者の事務局として、支援金に係る事務を両者で実施
※基金運営者：はだの市民活動団体連絡協議会
- ③審 査 市民活動サポート事業審査会（外部委員、実施主体の職員により構成）
- ④財 源 企業等の協賛により実施しているバザーの収益金を原資としている。